

学校法人関西文理総合学園職員懲戒手続規程

2015年3月24日
規程（法人）第38号

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人関西文理総合学園就業規則、学校法人関西文理総合学園嘱託職員就業規則（以下は「就業規則等」という。）に該当する者および学校法人関西文理総合学園（以下「本法人」という。）と雇用契約を締結する者に対しての懲戒手続について必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程における「職員」とは、就業規則等に基づき本法人と雇用関係にある者および本法人と雇用契約を締結した者をいう。

（懲戒の原則）

第3条 懲戒処分は、就業規則等に該当する行為でなければ、これを行うことができない。ただし、就業規則等の対象とならない者で、本法人と雇用契約を締結する者も就業規則等の規定に該当する行為があった場合は懲戒処分を行う。

2 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分の量定は、違反の種類・程度その他の事情に照らして相当なものでなければならない。

（懲戒の基準）

第4条 懲戒の事由および種類は、就業規則等に定めるとおりとする。

（調 査）

第5条 学長は、職員に懲戒事由に該当する行為の疑いがあると認めるときは、調査委員会を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、ハラスメントに関するものは「長浜バイオ大学人権に関する専門委員会内規」、研究不正に関するものは「長浜バイオ大学における研究活動上の不正行為、および公的研究費等の不正使用への対応に関する規則」の手続による。

（懲戒審査）

第6条 理事長又は学長は、前条により懲戒勧告を受けた場合は、常任理事会を開催し懲戒事案に関する懲戒処分の可否を含め審議する。

（通 知）

第7条 理事長は、前条により懲戒処分が決定したときは、当該職員に文書にて通知する。

（弁 明）

第8条 前条により通知を受けた当該職員は、就業規則等に基づき弁明書を提出しなければならない。

2 常任理事会は、当該職員が弁明の機会を希望した場合は、機会を与えなければならない。

（懲戒処分）

第9条 理事長は、第5条から第8条までの手続を経て、理事会に処分内容を提案し決定する。

2 懲戒は、処分の対象となる職員に対して、文書を交付して行う。

(懲戒処分の効力)

第10条 懲戒処分の効力は懲戒処分書を交付したときに発生する。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分等の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(事務処理担当)

第11条 この規程に伴う事務は、大学管理運営機構事務室総務担当が処理する。

第12条 この規程のほか、職員の懲戒手続に関する必要な事項は、常任理事会の議を経て、理事長が定める。

付 則

この規程は、2015年3月24日に制定し、即日施行する。